		日号外	ページ
三〇二	特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件	五191	一〇
三〇三	特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件の一部を改正する件	五191	一一
三〇四	電波法第四条の二第七項の規定に基づく同条第二項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件の一部を改正する件	五191	一二
三〇五	電波法施行規則第六条の二の四に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件の一部を改正する件	五191	一三
三〇六	電気通信事業法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準を定める件の一部を改正する件	五191	一三
三〇七	周波数割当計画の一部を変更する件	五191	一四
三〇八	電気通信番号計画の一部を変更する件	八194	二〇
三〇九	水底線路の保護区域の指定を解除する件	九	七
三一〇	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第七条第一号及び第二号に規定する総務大臣が定める場合を定める件	九	七
三一一	市の境界変更の件	一二	三
三一二	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件	一五199	二六
三一三	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件	一五199	二七
三一四	一二一・五MHzの周波数の電波を使用する試験信号の送信を行う方法を定める件の一部を改正する件	一五199	五二
三一五	衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件の一部を改正する件	一五199	五二
三一六	設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件	一五199	五二
三一七	無線設備規則別表第二号第４の規定に基づき、総務大臣が定める無線設備を定める件の一部を改正する件	一五199	五五
三一八	特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による令和四年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件	一五199	五七
三一九	電波法第百三条の二第二項及び別表第八備考の規定により総務大臣が指定する周波数を定める件	一六	三
三二〇	電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件の一部を改正する件	二〇	二
三二一	電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件	二六	五
三二二	財産区の名称変更	二六	五
三二三	地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県等を定める件	二六	五
三二四	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二六	五
三二五	政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件	二八206	一六
三二六	電気通信番号計画の一部を変更する件	二八206	一六
三二七	令和四年総務省告示第八十五号の一部を訂正する件	二九207	五
三二八	政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件	二九207	八
三二九	政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和四年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件	二九207	九
三三〇	免許人等以外の者が行う無線局（アマチュア局を除く。）の運用を、免許人等がする無線局の運用とするものを定める件	二九207	一一
三三一	免許人以外の者が行う無線局（アマチュア局に限る。）の運用を、免許人がする無線局の運用とするものを定める件	三〇	二
三三二	特定国外派遣組織を指定する件	三〇	三
三三三	既設電気通信業務用基地局の無線設備の設置場所に係る区域を定める件	三〇208	二四六
三三四	電波の特性その他の事項を勘案した周波数の範囲を定める件	三〇208	二四七
三三五	電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針を定める件を廃止する件	三〇208	二四八
三三六	委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件の一部を改正する件	三〇208	二四八
三三七	無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件の一部を改正する件	三〇208	二四八
三三八	電波法施行規則第五十二条の三第一項の規定に基づき、申請又は届出を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件の一部を改正する件	三〇208	二四九
三三九	二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の一部を変更する件	三〇208	二四九
三四〇	登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件	三〇208	二五〇